

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「セクハラ」についてお伝えします。



○セクハラ事例2

・事件の概要

被告会社の営業所長Aなど3人（男性）が、会社営業所の忘年会の席で、会社の従業員である原告ら（女性）に対して、カニばさみ（いきなり背後から相手の腰に両足を巻きつける行為）、背後からの抱き付き、抱き付いた姿勢での撮影の強要などを行った。一方、原告らがAを床に押し倒し、その上に乗りかかることもあった。

3カ月後、この忘年会の出来事につきセクハラであるとの原告からの申出を受けて、被告会社は職員に対して事情聴取を実施した。その結果、「忘年会は騒ぎすぎて品がなく、不快に思った」という意見が多かったが、一方で、「以前から、宴会は騒ぎすぎて、原告らが中心となって悪ふざけ的行為をしていた。本件忘年会でも、原告らは、Aら3人の行為も受け入れて楽しんでいた」などという指摘も少なからずあった。

事情聴取後、被告会社は、Aらを更迭するなどの処分を行った。Aらは、朝礼で原告に対して謝罪し、被告会社も、改めて原告らに謝罪した。

原告らは、Aら3人が原告らに対して宴会の席でセクハラ行為をしたとして、Aら3人および被告会社に損害賠償を請求した。

・判決の概要

Aらの行為については、原告らの身体的自由、性的自由及び人格権を侵害するものとして、不法行為（民法709条）の成立を認めた。

また、被告会社についても、忘年会が被告会社の営業日で、しかも職員の勤務時間内に行われたことや、営業に関する慰労を兼ねたものであったことなどの各事実を総合すれば、本件忘年会は、職場の営業活力を醸成しまたは職場の人間関係を円滑なものにすることに資するものと位置付けられ、業務の一部あるいは少なくとも業務に密接に関連する行為として行われたものと認められ、本件忘年会における被告らの不法行為は、被告会社の事業の執行につき行われたものといえるとして、被告会社の使用者責任（民法715条）の成立も認めた。

もっとも、原告らの多くは、かなりの人生経験を経た中高年に達する者であり、Aらの行き過ぎた行動を諫めるべきであったところ、

Aらの行為を特に咎めることなく、むしろ嬌声を上げて騒ぎ立て、Aを押し倒すなどしたことが認められ、このような原告らの態度がAらの感情を高ぶらせ、セクハラ行為を煽る結果となったことは容易に推認されるから、原告らにも落ち度があるとして、損害賠償額は2割減額された。

※過失相殺

民法722条2項は、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。」と規定している。これは、過失相殺と呼ばれ、一般に、発生した損害について、加害者と被害者との公平を図るための規定だと説明されている。裁判例では、損害の発生について、被害者の行為が何らかの寄与をしている場合、損害の公平な分担の観点から、この規定を適用したり、類推適用したりして、加害者が賠償すべき損害額が減額されることがある。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係